平成２７年（フ）第１９３５号
大阪府豊中市春日町５丁目12番１―203号、前住所大阪府池田市石橋１丁目22番12号203
債務者　連石光太郎
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１号
東京都町田市上小山田町3012番地11
債務者　山田浩一郎
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
大分県中津市大字島田835番地
債務者　前田　久治
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午後２時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
栃木県矢板市片岡2130番地130　桂ハイツ203号、前住所栃木県宇都宮市瑞穂１丁目１番地１　サンシティミズホノ105
債務者　渡邊　　武
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１９号
栃木県大田原市元町２丁目４番47号
債務者　川中子致之
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第６７６号
横浜市港北区綱島東１丁目３番４号　や満田ビル401
債務者　坂下　　明
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１４号
横浜市緑区鴨居３丁目18番４号　エクセレント鴨居201号
債務者　伊藤　友美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３３号
神奈川県藤沢市菖蒲沢114番地の１
債務者　栗岡由紀子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
熊本県八代市東陽町河俣8466番地３
債務者　冨岡　智昭
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２１号
熊本県水俣市月浦542番地
債務者　増田エリカ
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午前10時15分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２５号
熊本県水俣市丸島町１―12―６　坂本アパートＢ号、住民票上の住所熊本県天草市楠浦町3121番地
債務者　濱　　幹人
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第８４号
岡山県備前市三石3140番地15
債務者　福田　**廣**子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
長崎県南島原市口之津町乙2863番地１
債務者　本多　奈緒
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第６５８号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目９番23号　グリーンハイムＡ101
債務者　青柳　眞弘
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６５号
横浜市神奈川区西神奈川３丁目18番地１　大雁丸荘１号
債務者　中村　信晶
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部